

同意書 兼 誓約書

私は、傷病手当金の申請にあたり、以下の内容を理解し、同意・誓約します。

1 個人情報および給付情報の照会について

傷病手当金の支給決定に必要な場合、IHG・ANAホテルズ健康保険組合が、過去に加入していた保険者・医療機関・年金事務所・勤務先等の関係機関に対して、本同意書をもって照会を行い、必要な情報の提供や回答を受けることに同意します。
また、本書の写しも有効とします。

2 傷病手当金受給期間中の報酬不受給および報告義務について

傷病手当金受給中に、労働の対償としての報酬は受けておりません。もしも、当該期間中又は当該期間に係る傷病手当金の支給決定後に、労働の対償としての報酬を受けた場合、又は受けることとなった場合には、速やかにIHG・ANAホテルズ健康保険組合にその事実を報告することを誓約します。

3 傷病手当金の返還について

同一の期間・同一傷病について、以下の給付金が支給されることが決定した場合には、速やかにIHG・ANAホテルズ健康保険組合に報告し、必要書類（年金証書、振込通知書、給付決定通知等）を提出します。また、すでに受給した傷病手当金について返還請求があった場合は、速やかに返還することを誓約します。

対象給付金

・障害厚生年金・障害手当金・老齢厚生年金（退職後）・労災保険の休業補償・民間保険会社の休業損害補償

4 療養専念および受診について

原則として月に1回以上、医師の診察を受け、療養に専念することを誓約します。医師の指示や処方薬を正しく守ることに努めます。

5 同意・誓約事項違反時の取り扱いについて

上記の同意・誓約事項に違反があった場合には、健康保険法その他関係法令の定めに基づき、傷病手当金の支給の一部又は全部が停止されることがあることを承知し、これに従います。

関連省令

健康保険法

第 99 条 被保険者（任意継続被保険者を除く。第 102 条第 1 項において同じ。）が療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間、傷病手当金を支給する。

第 119 条 保険者は、被保険者又は被保険者であった者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、保険給付の一部を行わないことができる。

第 120 条 保険者は、偽りその他不正の行為により保険給付を受け、又は受けようとした者に対して、6 月以内の期間を定め、その者に支給すべき傷病手当金又は出産手当金の全部又は一部を支給しない旨の決定を することができる。ただし、偽りその他不正の行為があった日から 1 年を経過したときは、この限りでない。

第 121 条 保険者は、保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第 59 条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第 59 条 保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、保険給付を受ける者（当該保険給付が被扶養者に係るものである場合には、当該被扶養者を含む。第 121 条において同じ。）に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。

IHG・ANAホテルズ健康保険組合 理事長殿

記入日： 年 月 日

記号・番号 .

被保険者名：

（署名は自筆で記入してください）